

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項に基づき、京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 4 条第 1 項第 14 号に掲げるいさぎ落とし網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 6 年 1 月 27 日

京都府知事

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及びその他の制限措置

漁業種類	漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
いさぎ落とし網漁業	6 名	京共第 8 号 (大丹生川河口)	2 月 10 日から 4 月 30 日まで	京都府に住所を有する者	別記 1
		京共第 8 号 (高野川新橋下流端より下流)			

別記 1

- (1) 流水幅員の 5 分の 1 以上の魚道を開通しなければならない。
- (2) 使用漁具は 2 統以内に限る。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 2 月 5 日まで

3 許可の有効期間

この許可の有効期間は、令和 7 年 2 月 10 日から令和 12 年 2 月 9 日までとする。